

(仮称)新潟市自治基本条例庁内検討メンバー会議(第7回)会議メモ

期日：平成 18 年 3 月 17 日

時間：午後 1 時 30 分～4 時 30 分

会場：監査特別会議室

次 第

1. 自治基本条例検討について(本日の検討部分)

○市政運営の諸原則に関する事項

・政策の推進

○市民の権利利益の保護

○他組織との連携

○条例の見直し

※これらの必要性、盛り込むべき内容について検討を行う。

1. 自治基本条例検討について

○市政運営の諸原則（政策の推進）※前回に続く

【盛り込むべき内容】

- ・公正の確保の観点から、行政手続、法令遵守について盛り込む必要がある。
- ・行政手続については、自治体により市民の権利利益の保護や参加協働に盛り込む例もあるが、新潟市では行政手続条例に基づくものとして政策の推進の中で整理する。
- ・公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより・・・という謳い方とする。
- ・法令遵守については、他都市に比べ先進的なコンプライアンス条例に渡し、その存在を明確にする。条例の設置目的に合わせ、行政手続と同様な謳い方とする。
- ・その他、他の自治体にはないが盛り込むべき内容として、ユニバーサルデザインがあるが、市民一人ひとりの多様性の尊重として重要。万人向けなどの言い換えは必要か。盛り込む場所も含め、事務局で検討。
- ・行政の自己革新として行政改革の取り組みを何らかの形で盛り込む必要があるのではないか。しかし民間委託の推進まで出すことは難しいのではないか。行政改革の取り組みの手段、効率的運営の1手法である。
- ・区の運営については、都市内分権を進めるという観点から盛り込む形になるか。区自治協議会の位置づけ、区での協働の促進を進めるという観点が必要。さらにコミュニティの観点も盛り込むか。 ※23日に改めて検討

○市民の権利利益の保護

【必要性の検討】

<必要性> ○

<理由> ・他都市でも盛り込まれている内容。

【盛り込むべき内容】

- ・市民の権利利益の保護としては、苦情等への対応の義務、不利益救済機関のシステムの規定が必要。不利益救済機関としては、新潟市では苦情処理の機関として行政評価委員会を要綱で設置。
- ・不利益救済の仕組み等を整備するよう努めなければならない、という謳い方。総合的な機関の設置、オンブズマン条例としての整備の必要性は今後の課題。この条例ではそこまで想定はしない。

○他組織との連携

【必要性の検討】

<必要性> ○

<理由> ・国や県と対等な立場で相互の協力を図る必要があることから規定する。半数の自治体で規定。

【盛り込むべき内容】

- ・政令市と同時にスタートする自治基本条例として、国及び新潟県と対等な立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする、という盛り込み方が必要ではないか。
- ・近隣自治体とは共通する課題に対し、積極的な連携を図りその解決に努める、という表現になるのではないか。新潟市としては河川、交通など、想定される課題はある。
- ・日本海政令市としての立場から、国際交流の観点として、姉妹・友好都市、東アジアなどを念頭に置き、環境、医療技術等の面の連携、交流を規定するか。

○条例の見直し

【必要性の検討】

<必要性> ○

<理由>・市民自治の観点から絶えず見直しが必要である。また、自治法からくる改正もある。

【盛り込むべき内容】

- ・新潟市では合併の際、分権型政令市を目指すということを明示し、非常に短期間でこの自治基本条例を作り上げようとしており、一定期間経過後、市民の声を聞くなどの**検証の仕組み**が必要。
検証、見直しが周知、啓発としての役割りにもなる。
- ・見直しの際には、学識者のほか区の自治協議会の代表者などで構成される審議会を組織する必要がある。4、5年の見直し期間を盛り込み、審議会は常設型ではなく、必要の都度設置をすることになるのではないか。